

入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び本件契約に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別記 1 のとおり。

2 入札参加者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5 ～ 7 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 愛媛県内に事業所を有していること。
- (4) 損害保険業者（代理業者を除く）であること。
- (5) 上記(1)から(4)の資格を有し、知事から入札参加資格の確認を受けた者であること。

この一般競争入札に参加を希望する者は、別記 3 の「入札書のほかに提出する書類」を提出しなければならない。

また、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、会計規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記 4 及び別記 5 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式による入札書を直接に提出しなければならない。郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者は入札時に入札書及び委任状（代理人が参加する場合）を入札会場にて提出すること。入札書の提出先は、別記 2 のとおり。
- (5) 入札書のほかに提出する書類の提出場所、受領期限等については、別記 3 のとおり。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。

ア 契約名

イ 入札金額

ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者

の氏名。以下同じ。)及び押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- (7) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (8) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (9) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類をあわせて提出しなければならない。
- (13) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (14) 入札金額は、当該契約履行に要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった希望契約金額を入札書に記載すること。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、仕様書等に基づき十分考慮して入札金額を見積もること。
- (16) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (17) 開札の日時及び開札の場所は、別記2の(2)のとおり。
- (18) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (19) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び(18)の立会職員以外の者は入場することができない。
- (20) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場することができない。
- (21) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (22) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (23) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (24) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、3回を限度として再度の入札を行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行

う。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。

4 入札保証金

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに入札保証金を納付しなければならない。
- (2) (1)に定めるもののほか、入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

5 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 契約名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 件名等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 納付した入札保証金の額が入札者が見積もる契約金額の 100 分の 5 に達しない場合の当該入札書
- (9) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札書
- (10) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (11) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (12) その他、入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

7 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、契約の際において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約保証金を所定の手続きに従い納付しなければならない

ない。

- (2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱については、会計規則の規定による。

8 契約書の作成

- (1) 落札者は、指定の期日までに契約に必要な書類を提出するものとする。
(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

9 契約条項

別添「愛媛県県営住宅施設賠償責任保険契約の締結に関する覚書（案）」の内容のとおり。

10 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、開札日の前日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
(2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた契約名に係る技術仕様、適合性の説明及び必要な解説資料について、指定する期日までに入札に参加する者の負担において完全な説明をしなければならない。

11 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先並びに申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 089-912-2156

12 その他注意事項

- (1) 入札公告で示す「入札書のほかに提出する書類」の提出場所、受領期限及び様式等については、別記 3 のとおりであり、提出された書類の内容を確認し、入札参加の可否等について入札日までに提出者に通知する
(2) 当該契約の仕様に係る担当者氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地は、別記 4 及び別記 5 のとおり。
(3) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本契約に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人が負担するものとする。
(4) この入札説明書の交付を受けた事業者は、その内容について守秘義務を負うとともに、本件入札及び契約手続き以外の目的に使用してはならない。
(5) 当該入札は、令和 7 年度予算を審議する愛媛県県議会において、当該予算の成立を条件として実施するものである。

別記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
県営住宅施設賠償責任保険加入契約
- (2) 契約の内容等
別添「愛媛県県営住宅施設賠償責任保険契約の締結に関する覚書（案）」のとおり
- (3) 契約期間
令和7年4月1日（火）から1年間
- (4) 入札方法
(2) についての保険料総価で行う。

2 入札書の提出先等

- (1) 入札書の提出先
開札日時に開札場所にて提出すること。
- (2) 開札日時及び開札場所
令和7年3月21日（金） 午前9時30分
愛媛県建築住宅課会議室（いよてつ会館ビル4階）

3 入札書のほかに提出する書類について

- (1) 提出場所
愛媛県土木部道路都市局建築住宅課宅地建物指導係
- (2) 提出期限
令和7年3月13日（木） 午後5時15分
- (3) 提出書類等
ア 入札参加申込書（別紙作成例を参考に作成すること。）
提出部数：1部
イ 損害保険業の免許を受けていることを証する書類の写し
ウ 入札参加者の事業概要、事業所等が確認できる資料（会社のパンフレット等）
エ 入札対象保険契約の約款

4 契約事務に係る担当者

- (1) 担当者 青木 祥子
- (2) 部局名 愛媛県土木部道路都市局建築住宅課宅地建物指導係
- (3) 所在地 愛媛県松山市大街道3丁目1番地1 いよてつ会館ビル5階
- (4) 電話番号 (089)912-2755

5 契約の仕様に係る担当者等

- (1) 担当者 菊池 蒼平
- (2) 部局名 愛媛県土木部道路都市局建築住宅課公営住宅係
- (3) 所在地 愛媛県松山市大街道3丁目1番地1 いよてつ会館ビル5階
- (4) 電話番号 (089)912-2759